

令和3年度市川市介護サービス事業者集団指導 資料正誤表

No	サービス種別	ページ番号	正	誤
1	第1号通所事業	11	<p>(4) 栄養ケア・マネジメントの強化（その②）</p> <p>栄養改善加算 200 単位／回</p> <p>低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、<u>1月につき上記単位数を算定します。</u></p>	<p>(4) 栄養ケア・マネジメントの強化（その②）</p> <p>栄養改善加算 200 単位／回</p> <p>低栄養状態にある利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合に算定、3ヶ月以内の期間に限り1か月に2回を限度として 1 回につき上記単位数を算定します。ただし、栄養改善サービスの開始から3ヶ月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。</p>
2	認知症対応型共同生活介護	69～70	<p>(2) （介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護費の才の2つめの注）以下について</p> <p><u>（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護は緊急的な場合に利用定員を超えて提供できる場合があります。利用定員の合計数を超えて受け入れができる利用者数はユニットごとに 1 人まで認められ、この場合は定員超過利用による減算の対象とはなりません。また当利用者に対するサービスの提供は 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日）を限度に行います。当該利用者を事業所のユニット（複数の共同生活住居がある場合、当該利用者が日中の時間帯に共同生活を送る共同生活住居）の利用者とみなして、当該</u></p>	<p>(2) （介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護費の才の2つめの注）以下について</p> <p><u>（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護は緊急的な場合に利用定員を超えて提供できる場合があります。利用定員の合計数を超えて受け入れができる利用者数はユニットごとに 1 人まで認められ、この場合は定員超過利用による減算の対象とはなりません。また当利用者に対するサービスの提供は 7 日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14 日）を限度に行います。当該利用者を事業所のユニット（複数の共同生活住居がある場合、当該利用者が日中の時間帯に共同生活を送る共同生活住居）の利用者とみなして、当該利用者の利用時間を通じて人員基準を満たしており、当該利用者が利用できる個室を有している必要があります。</u></p>

利用者の利用時間を通じて人員基準を満たしており、当該利用者が利用できる個室を有している必要があります。ただし、個室以外であっても、1人当りの床面積が概ね7.43m²以上で、プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備している場合は、個室に準じて取り扱って差し支えありません。この場合の「プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえ」とは、可動でないもので隔てることまでを要するものではありませんが、視線が遮断されることを前提とし、建具による仕切りは認められますが、家具やカーテン、簡易パネルによる仕切りは認められません。また天井から隙間が空いていることは認められます。

注)利用定員の合計数を超えて受け入れることができ
る利用者数はユニットごとに1人まで認められ、
この場合は定員超過利用による減算の対象とはな
りません。